

世界法学会将来計画検討ワーキンググループの最終答申(全文)

2013年5月1日

世界法学会将来計画検討ワーキンググループ

(1) 経過報告

2011年度の世界法学会役員会の議を経て、理事長の下に世界法学会将来計画検討ワーキンググループ(以下WG)が次の要領で設置された。WGは薬師寺公夫を座長とし、世界法学会の企画主任を含む、浅田正彦(企画主任)、洪恵子、中井伊都子、森川幸一、薬師寺公夫(座長)、山田卓平の6名で構成された(任期3年)。なおWGには必要に応じて執行部の他の委員も参加することができる。WGに委嘱された検討事項は、下記のとおりである。

- ①研究大会の開催方式(開催回数、開催時期、日数、開催場所、その他)
- ②研究大会の内容(全体会のみか分科会形式をとるか、若手研究者用のセッション、ポスターセッションの可能性、外国人招聘の可能性など)
- ③年報のあり方(構成、発行回数、刊行時期、投稿原稿、電子アーカイブ化の活用方法)
- ④その他の学会活動の可能性(任意のシンポジウム、地域研究会、アウトリーチ活動、その他)
- ⑤学会事務の合理化・簡素化(アウトソーシングの可能性、経費支出)
- ⑥その他

WGは、2011年9月2日に第1回会合を開催し、委嘱事項を確認した後、おおまかな作業スケジュールを確認し、あわせて諮問事項の各項目についてフリーディスカッションを行った。第1回WGの内容は、WGの議事録にまとめられるとともに、同会合で確認された事項は2011年10月17日の世界法学会運営委員会に「世界法学会将来計画検討ワーキンググループの報告」として提出された。本WGは、任期が3年であるが、現役員会でWGの最終答申案を審議できる時間をとるためには、最終答申を2013年の役員会で検討できるように作成する必要があるとの認識に基づき、まず2012年5月の役員会に優先度の高い研究大会と年報に関して中間答申を行う方向で作業を進めることを確認した。

第1回WGの確認および運営委員会での議を経て、WGは最初に研究大会の開催の在り方に関する中間答申案の検討に入った。答申案は、第1回WGにおける各委員の意見に基づいて、出されたさまざまな意見を反映しつつ、WGとしてのまとまった意見を作成するために、まず座長が第1次試案を作成し、メールを通じて各委員が意見を述べながら修正案を提案し、それらの意見を踏まえて座長が第2次案を作成し、それについて再度各委員が意見を述べ、修正案を提案するという形で進められた。その結果、2011年12月に改訂されたWGとしての意見とそれに各委員から出された意見を資料として添付した「世界法学会の研究大会の持ち方に関するWGの第2次試案」をとりまとめて、理事長に提出した。

理事長からコンフェレンス方式（コンベンション方式）に係る費用計算についていただいた意見に基づき、再度この点につき委員の意見を頂いて表現を若干修正したものを中間答申とした。

その後 2012 年 2 月末以降に、年報に関する議論を開始し、研究大会とほぼ同様の手続に基づき、まず第 1 次試案の検討を経て第 2 次試案を作成し、WG 全員の議を経て、年報に関する中間答申案を作成した。

以上の手続を経て 2012 年 5 月 7 日に世界法学会理事長に中間答申が提出された。答申は、（1）経過報告、（2）世界法学会の研究大会の持ち方に関する WG 案、（3）年報に関する WG 案から構成された。

世界法学会理事会での議論を踏まえて、2013 年の研究大会までに最終答申を出すべく、上記の検討課題のうち中間答申で扱わなかった問題に絞り、検討を行い、これらを合わせて最終答申とすることとした。2012 年 10 月 1 日に旧財団法人国際法学会は、一般財団法人国際法学会として認可され、第 1 回理事会において、研究大会を年 1 回とし、当面の間コンベンション方式で開催することを決定した。2013 年度は、10 月 12 日から 14 日の 3 日間静岡で開催することが報告された。世界法学会役員会は、これらを踏まえて、2013 年 5 月 18 日に東京の帝京大学で研究大会を開催することを決定した。これらの進展に基づいて、中間答申で提案した事項について、その後状況に進展があるものについてはその後の経過を加筆した。

WG では、中間答申で回答した諮問事項については、最終答申の時点ではこれを変更する必要はないが、2013 年度の研究大会の実績を踏まえて、提言の内容を評価する追加作業が必要になると考える。そこで WG としては、諮問事項の④、⑤及び⑥について、学会事務に関しては、1. 役員会の開催回数、2. 意思決定機関と理事会、運営委員会、役員会との間の権限の明確化、3. 委員会の機能と権限の明確化、4. 役員選挙、5. 規程の整備、6. 事務の合理化・簡素化について、その他については、1. その他の学会活動の可能性、2. 学会活動で留意すべき若干の課題、という問題に焦点を当てて、審議することにした。その方法は、従来通り、メールでの意見交換を主体として第 1 次意見、第 2 次意見をまとめていくという方法をとった。今回は最終答申ということもあって、会合を開いて審議する時間を取りたかったが、一般財団法人国際法学会の発足後、WG の座長が同学会代表理事の会務に時間を取られたことをはじめ多忙な委員の日程調整ができず、会合をもって審議することはできなかった。この点はお詫び申し上げたい。

最終答申は、資料的意味合いも含めて、①中間答申全体及びその結論部分に対するその後の進展を加えたもの、並びに、②今次残された諮問事項について答申した部分を合本して答申文書とした。

（2）世界法学会の研究大会の持ち方に関する WG 案

一般財団法人国際法学会の研究大会は、一般財団法人への移行後、5月の春季研究大会と10月の秋季研究大会という年2回の開催から、年1回の研究大会に移行した。その開催時期は、2013年度は10月であるが、将来的には3日間の研究大会で9月中旬ごろになる可能性がある。学会創設以来、世界法学会の研究大会は、国際法学会春季研究大会と連動して、その前日又は翌日に半日又は1日の大会を開催してきた。しかし、国際法学会が上記のような研究大会に移行することを前にして、世界法学会研究大会をどのように開催するかが本作業部会への諮問事項の1つとなった。

WGに対する理事長からの諮問事項の要旨は以下の通りである。

1. 研究大会の方式については、開催回数（年1回か2回か）、開催時期（春5月、秋10月、夏休み中、その他の時期）、日数（半日、1日、1日半、2日）、開催場所（大学、コンフェレンス方式（又はコンベンション方式）、ホテルなど）、開催費用（学会からの補助金額：現行は会場費補助も含めて30万円）、その他
2. 研究大会の内容については、全体会合のみか、分科会方式をとるか、若手研究者用のセッションを設けるか（昼食時間の活用も検討）、ポスターセッションの可能性、外国人招へいの可能性：3年に1回程度なら可能と考えられる（30万円相当）

本WGでは、院生の研究大会参加の旅費等の点から院生研究者の中にできれば国際法学会と連動した日程で開催して欲しいという意見が一定数あることが指摘され、また約400名（現在380名）という会員数からみて単独開催を行う場合には、参加者数が減るのではという懸念も表明された。したがって、仮に年1回となったとしても国際法学会の研究大会と連動させてその前後に開催するという案も完全には否定できなかった。しかし、連続4日間学会出張を行うことは相当困難が伴うことを考慮し、単独で開催するとすれば、どのような案がよいかを検討した。その結果、以下のような中間答申を理事長に行うことが妥当だと判断した。

WGでは、世界法学会の研究大会の開催時期、開催期間（1日学会か2日学会か）、開催場所（従来のように会員所属の大学に依頼するか、コンフェレンス方式にするか）、分科会方式を導入するか等の諸点について検討した。相互に関連する問題であるが、WGとしては関連する項目ごとに以下のように判断した。

なお以下の答申は、当面4-5年のことを念頭に置いており、会員数の増加等、将来条件が変化すれば、異なる対応も可能であろう。

1. 開催日数及び開催時期

開催時期は、 Semester 開講から少し落ち着いた4月又は5月の土曜日又は日曜日の1日とすることが適当と考える。

仮に国際法学会の研究大会がこの時期になくした場合は2日にわたる研究大会も

可能であるが、世界法学会の会員は現在約 400 名でその大半が国際公法部門の研究者であること、4月に国際法協会日本支部の研究大会があること、世界法のテーマで毎年2日分のテーマと報告者を準備するのは相当困難であること、研究大会の開催方法により現在より報告者数が少し増える可能性があること等を勘案して、**1日の研究大会**が適当だという意見に落ち着いた。

開催時期については、単独開催ということであれば、現在春季研究大会として特に支障のない5月上旬又は中旬の土曜日又は日曜日開催が適切と思われる。土曜開講及び他目的での教室使用の大学が増えつつあること、役員会及び運営委員会を学会の前に行う必要性等から**土曜か日曜かの最終判断は運営委員会及び役員会での審議決定に委ねる**。

会員の出張の便宜ということから、4月の**国際法協会日本支部の研究大会の前後又は6月のアジア国際法学会日本協会の研究大会の前後**に開催してはどうかという有力な意見があった。しかし、この場合には会場が東京近辺に限定されることにより東京の会員のみ負担をかける難点および国際法協会日本支部の会員になっていない多くの大学院生にとって Semester 開講期の研究大会は必ずしも参加増につながらないのではないかとこの点が指摘された。他方、4月、5月及び6月の毎月国際法関係の学会が開催されるということは相当数の世界法学会の会員にとっても負担となるので、隔年東京で世界法学会を開催するという現在の方式を踏襲するのであれば、その時期を4月又は6月の前記2学会のいずれかの研究大会時と関連づけた方がよいという意見もあった。ただし、この場合は世界法学会の研究大会が東京以外で開催される場合、双方への参加が抵触しないよう調整する必要がある。

2. 開催場所とコンフェレンス方式

現在の会員数であれば、大学での開催を基本とし、会員のいる大学に依頼するのが適切であろう。

開催校の負担を考慮して、**コンフェレンス方式に移行**できないかという意見があった。国際法学会はコンフェレンス方式（国際法学会ではコンベンション方式と呼ぶ）への転換を検討されている。約1000名の会員規模があり、学会の参加者数は東京で500名程度、東京以外で250名から350名程度という参加状況である。大学開催方式は、大教室・講堂の確保の難しさ等によって近年急速に困難になっており、国際法学会では2012年度秋季研究大会でコンベンション方式を試行し、その後恒常化する方向で検討されていたが、WG中間答申時においては会場の確保や費用の問題を含めてまだ結論は出ていなかった。これらの状況の下で、WGは中間答申で次のように意見をまとめたが、最終答申ではその後の進展を追加した。

世界法学会では現在開催校補助に20万円、会場費に10万円の計30万円を計上している。もしコンフェレンス方式をとる場合には、この30万円にどの程度支出増が必要かというこ

とが問題になるが、仮に経費が 50 万円かかると仮定すれば、現状より 20 万円の経費増となり、これを参加会員 200 名と仮定して試算すると、ひとりの参加費は 1000 円という計算になる。国際法学会では 2012 年度 2 日間の東京ビックサイトでの秋季研究大会（コンベンション方式）の予算を会場費と設備で約 200 万円と見積もり、学会の予算より 110 万円支出を計上し、参加者からは 3000 円を徴収する予定とかがっている（国際法学会総会の予算案参照）。

世界法学会は、会員数が約 400 名であり、1 日学会で参加者が約 200 名から 250 名程度と想定すれば、中教室 1 ないし 2 部屋があれば開催可能である。研究大会開催を依頼できる大学は国際法学会よりも可能性が大きい。国際法学会がコンベンション方式への移行を考えざるをえなくなったのは 500 名規模の大教室を 1 以上、これに加えて分科会の会場を大学で確保することが極めて困難になったという事情が大きい。世界法学会の場合この状況はやや異なる。コンフェレンス方式では、1 日であっても分科会を含めた開催を考えれば、予算的には数十万円の支出が必要であろう。現在の予算規模が収入ベースで約 200 万円（2011 年度決算で 175 万円）であること、会費が 4000 円であること、コンフェレンス費用（登録料等）の徴収の事務等を考慮すれば、これまでのように大学開催がより現実的であろう。

3. 研究大会のもち方

公募方式は、既に試行されており、会員に報告の機会を提供できるので継続的に実施すべきであろう。

基本は全体会合に置いた上で、公募セッションを含めてテーマ等により、適宜分科会を開催することが適切と思われる。

世界法学会が、理論的な問題をとりあげていくことは引き続き重視すべきであろう。

外国からの研究者の招聘は、予算状況に留意しつつ積極的に取り組むべきである。

公募方式は、2011 年及び 2012 年度研究大会で実施され、好評であった。会員の報告の機会を増やすだけでなく、拡大している研究対象領域に適合的な研究大会を開催するという意味でも恒常化していることが適切と思われる。

公募方式の導入によって研究大会の共通テーマとは異なるセッションが必要となる。そのために 1 日の午後のセッションに分科会を設けることは、毎回ということには必ずしもならないが、適宜実施すべきであろう。

世界法学会は、国際法学の研究対象領域を扱うことが多いが、世界法概念を視野に入れつつ基礎理論や方法論などに関する理論的課題を取り上げていくところに特徴があり、この世界法学会の長所は全体会で継続していくべきであろう。

外国からの研究者の招聘は 2011 年度に試みられたが、被招聘者の都合で実現しな

った。しかし世界法概念又は理論の共有も含めて国際交流を、予算を考慮しつつ、進めていくことは世界法学会の将来のためにも望ましく、是非実施すべきである。これと併せて、外国からの研究者の招聘は、常により結果が出るとは限らないので、国内の他の学会も視野に入れて考えるべきだという意見も表明された。国内の他の学会の専門家を交えた学会報告も視野に入れて検討・具体化することが望まれる。

4. 中間答申後の進捗状況

中間答申の意見も踏まえて、世界法学会理事会及び役員会では、2013年度研究大会を5月18日（土）に1日の単独研究大会として開催することを決定し、会場は従来通り会員のいる大学に依頼する方式をとることになった。2013年度研究大会は東京の帝京大学での開催が決定された。公募報告は定着し、2013年度は2名の公募報告が決まっている。テーマも世界法学会であることを意識したものが企画委員会で検討されており、2013年度は、「国際法の『立憲化（constitutionalization）』が提唱されているが、そこには国際法の断片化への対応や安保理に対するコントロールの必要性など様々な要素が含まれている。それらを概念的側面と現実的な展開の側面から総合的に検討して、国際法の「立憲化」の現状と課題について考える。」という趣旨の下で、世界法の視点から立憲化の問題がとりあげられることになった。

（3）年報に関する作業部会案

世界法年報については、理事長より次の事項につき諮問を受けた。

1. 年報は年1回の発刊であり、これまで研究大会の報告のほとんどが掲載されるのが通例になってきた。昨期から編集委員会が立ち上げられ、研究大会報告は必ずしもすべてが年報に掲載されるわけではなくなったが、それら以外の論稿は非常に少ないという状況にある。こうした状況は一般の学会員にとって十分にメリットがあるのか疑問なしとしないので、世界法年報の今後の在り方について検討し、意見を述べられたい。

2. これとの関連で、若手研究者の学会活動への参画の機会を拡大するためにどのような方策をとるべきかを、研究大会だけでなく年報においても検討する必要がある。昨期から年報への投稿（査読付き）を開始した。そのうえで、若手研究者にとって魅力ある年報であるためにはいかなる方策が考えられるのか、

以下、この諮問事項を中心に、さらにWGとして検討した事項について意見を述べる。

1. 世界法年報の発行回数、内容、編集体制などについて

現在の『投稿規程』（文末参考資料参照）に基づき、世界法学会会員は、論説、研究ノート、書評、その他（「資料」等を含む）を世界法年報に投稿することができる。世界法年報は上記の記事を掲載できることになっているので、当面は、年1号の年報として、掲載する論説及びその他の記事の本数および全体としての頁数を財政的

に可能な範囲で増やすなど、400名規模の会員のニーズに対応する誌面へと拡充することを検討することが先決と考える。そのため1年～2年先の拡充時期を設定し、早めに公募を行うなど多くの会員が参加できるようにすることを企画することが望ましい。

また可能であれば、世界法年報の論説、研究ノート等掲載物を査読つきとし、その旨を現在の『投稿規程』（投稿論文等については査読制度が既にある）とともに必要であれば学会の編集規程等に整理して公開すべきである。

世界法に関する研究の国際社会に対する発信という点から、WGとしては、将来は英文による論文を掲載する方向で編集することが望ましいと考えるが、英文校閲体制の整備等を十分検討しておくことが不可欠でありその財政的裏付けを含めて編集委員会での議論と役員会の判断を要すると考える。

現在『世界法年報』に関しては、編集委員会設置問題検討委員会の答申文書における提案に基づき編集委員会及び役員会で承認された『世界法年報』投稿規程（いずれも巻末参考資料）があるが、これらに記載された内容を含めて、編集委員会規程及び関連規則などを整備し、誌面を拡充するために必要であれば編集委員会体制をさらに整備することも考慮すべきである。

世界法を研究対象としている学会自体が世界でもそれほど多くないことを考えるならば、世界法を研究対象として、国際法に関連する現象だけでなく世界法に関する理論問題に注意を喚起する学術誌のもつ意義は、国際的視点から見ても決して少なくない。「世界法」という用語を用いているか否かを問わず、立憲主義をも含む国際的な世界法の研究動向の紹介も含む定期誌として、さらに拡充することが望まれる。

拡充の方向性としては、WGでも、会員数にふさわしく、年2号など複数巻を発行することが会員のニーズにも適合するし、国際法外交雑誌のように必要な論文を常時募集することを可能にするから思い切って年2号制にするなど号数を増やしたらどうかという意見と、学会報告以外の応募原稿が少なく編集に苦勞している現実の編集事情を考えると当面は年報として年1号を維持しつつ、国際人権法学会（「国際人権」）および国際経済法学会（「国際経済法」）の年報のように、論説の本数及び論説以外の掲載記事の拡充を会員のニーズに応じてはかるべきだという意見があった。

年複数号にするという点については、WGも、会員のニーズ等の広がりに応じて議論の視野に入れておくべき課題だと考えるが、1号分を編集するには少なくとも現行の頁数が必要であり、それを2号編集するには現在の約2倍の予算措置が必要であり、その実現可能性を編集委員会、役員会、運営委員会で十分検討する必要がある。そこで、作業部会としては、当面少なくとも、年度予算で可能な範囲内において年間1号の年報の内容を拡充することを、役員会および運営委員会で検討し、具体化すべきだという意見である。

第1に、世界法学会の研究大会での報告がまとまったテーマで行われるので、その年度

の研究大会で取り上げられたテーマに関連する報告および研究ノートを集めるのは引き続き継続すべきであろう。ただし、論文の鮮度が研究大会の時期とあまりかけ離れないように、関連する論説等の募集および締め切りの時期を設定すべきであろう。さらに、一定数の原稿が揃わないと実際に発刊できないことから、実際には学会報告依頼、投稿応募の時期を早めることを含めて検討する必要がある。

第2に、現在でも『投稿規程』では論説以外に、研究ノート、書評、資料等が掲載可能となっている。しかし現実には、論説以外の投稿はまだ殆どないのが実情である。そこで研究大会で取り上げたテーマだけでなく、将来的には自由論題による論説及び研究ノート（基礎理論など世界法の枠組みに関わるような論文が多いことが『世界法年報』の魅力でもあるのでその趣旨を公募要領でも明らかにすることを含めて）を編集委員会からの委嘱又は公募によって広く会員から集め、論説・研究ノートの掲載本数を大きく拡充することが望ましい。ただし、資料についてはどのような資料を掲載するのか、その手続をどうするかを基準化しておくことが投稿によって生じうる問題を避けるために必要であろう。さらに世界法に関わる資料や書評論文、書評を実際に掲載することによって内容に幅をもたせるべきであろう。

第3に、法学の分野では、査読制度を採用していることを明確に公表している定期誌がまだそれほど多くはない。しかし、各種学会や文部科学省の助成では査読論文か否かで評価が変わるので若手研究者には査読付き掲載誌の機会を増やす方が望ましい。現在の『投稿規程』に加えて、『世界法年報』の論説はすべて査読付きであることを編集委員会規程で明確にし、可能であれば必要な登録もして、すべての論説につき査読制度を適用することを検討すべきであろう。

この点については委員の間でも相当議論があった。第1に、委嘱した論文の扱いをどう扱うという問題である。WGの全員が、「形式的」にはすべての論文を査読論文として扱うべきだという点で一致した。『投稿規程』に基づく投稿論文が査読論文とされるのに対して依頼論文が査読なしとなるのは不合理だという理由による。しかしその運用にあたっては、口頭報告がされた論文につき依頼する場合には手続を簡素化ないし省力化することができるように工夫することが必要であるという考えでは一致した。もっとも、第2に、これをどのように基準化し、公表するかについては、検討が必要である。現在既に①企画委員会の依頼による報告、②公募による学会報告、③公募による投稿論文、④その他の書評、資料等に関連して、編集委員会による依頼原稿と投稿原稿が存在するが、現行『投稿規程』と整合性のあるように編集委員会規程又は『投稿規程』（改訂）の中で基準化し公表するには例えば『国際法外交雑誌』の投稿規程、掲載原稿に関する審査規程等も参照しつつ検討することが必要であろう。掲載されるものが査読を経たものであることはHP及び『世界法年報』を通じて公表・周知すべきである。

第4に、欧文特に英文での論説、研究ノートの掲載は、外国からのゲスト報告を研究会企画で考えていくこと、ならびに、雑誌の、国際化を考えると避けて通れない課題であ

る。当面、外国からのゲスト報告を英文で掲載することは当然としても、ネイティブでない寄稿者の英文原稿についてどのように対処するかが問題である。英文原稿掲載の積極的意義は認めつつも、ILA 日本支部のように英文のチェック体制を編集委員会で整えることは困難と思われ、チェック体制をまずは検討することが先決であるという慎重意見が多数であった。英文原稿の投稿を認めるには、『投稿規程』の改正が必要となる。

第5に、これらの拡充を行う場合も、決定してから会員への公表、参加機会を考えるならば、1年～2年先を見越して、企画を行い、十分に会員に趣旨を徹底してから実施することが重要である。また望ましい論文数、書評の対象となる内外の著作、掲載対象となり得る資料の分野などを予算見積もりと共に企画する必要がある、それを基に現在の予算規模で可能なものと、財政基盤の整備を必要とするものに整理して将来計画を策定し、実現可能なものから実施すべきであろう。

2. 世界法年報に対する若手研究者の参加を増やすために

世界法年報では、特に若手研究者の積極的な投稿を促進するために、査読による一定の質の確保を前提とするが、誌面に若手の依頼又は投稿原稿を反映できるように研究奨励の意図を誌面で明らかにする工夫を行うことを検討すべきである。

同様に若手研究者が投稿しやすい研究ノート、書評などを活用することが望ましい。さらに公募論文・研究ノートの募集を一層若手会員（海外在住会員も含めて）に徹底するとともに、可能な限り、応募から選定および掲載に至るまでの手続・過程・期間等を整理して公表することが望ましい。

WGは、世界法年報自体の拡充について述べたことが若手研究者の参加機会を拡充することにつながるという意見である。しかし、他の学会でも実際には若手研究者から応募が積極的にあるという状況には必ずしもなっていない。若手研究者の数が減っているという実態、若手研究者の多くが留学生になってきているという実態も分析する必要があるが、将来の時代を担う若手研究者に投稿の機会を拡充するために、WGとしては少なくとも、次のような点を考慮すべきだという意見である。

第1に、若手研究者の論説・研究ノートの公募を基本としつつ、一定の完成度を見た若手研究者だけでなく研究をある程度進めている若手研究者にも、書評、判例批評、研究ノートなどが応募できるように『世界法年報』の実際の活用をはかる。当初、このために形式ではないが実質上の「若手公募枠」を紙面に設定するということが提案されたが、趣旨としては賛成であるが、一般会員からの投稿等とどのように区別するかなど難点もることが指摘された。そこで、規程上は若手枠を設けるよりも、書評、書評論文、研究ノートなど若手が取り組みやすい分野での募集を積極的に行うこと、これらの審査に当たっては研究奨励のための審査基準等を論文とは別個に定めることなどを工夫すべきだという、意見に落ち着いた。書評論文については、院生研究者にとって、その内容や趣旨があまり伝

わっておらず、研究ノートや書評に比べて難しいというイメージが強いため、国際法外交雑誌でもあまり投稿がないという実情に鑑み、応募に際してはその趣旨について周知することが必要だという意見である。

第2に、公募要領の内外の会員に対する周知徹底特に指導教員層への周知が必要であり、同時に、公募した場合の審査過程および掲載までの大まかな日程等を公開することが投稿を安心して行えるために重要である。

3. その他

国の助成で行ってきた世界法年報の電子アーカイブ化を継続し、恒常化するための体制及び予算措置が必要である。また世界法年報の編集体制、投稿規程など会員の投稿を促し、非会員の入会を促進するような世界法の研究業績の内容をオープンに示す電子媒体の活用が必要である。このため世界法学会のHPを維持することが必要になるが、この任務を編集委員会が担うのは業務の性質から困難なので、HP自体は学会活動の別項目で検討する。

電子媒体、特にHPは、既に発表されたものの記録という点で重要であり、世界法年報の電子アーカイブ化を継続する必要がある。この事業を継続的に行うために必要な予算・事務体制を恒常的に整えることが重要である。

また世界法年報への応募や投稿を促進するための編集委員会規程や投稿規程、さらに上記に述べた検討事項について確定したものを公表して、会員の積極的な参加を促す必要があろう。

これに加えて、アメリカ国際法学会のASIL Insightsのように内容がある程度充実したネットによる情報発信手段を作ることが議論されたが、これについてはHPの項目で検討したい。

電子媒体の会員の業績に関する活用という点では、電子媒体だけの掲載では業績とはみなされないため継続的に投稿等を確保することは困難ではないかという慎重な意見があった。他方、世界法に関連する時事問題や判例評釈や書評など迅速にノートのものを掲載して自由に議論できる状況が、大学院生を含む若手研究者の積極的な参加にとっては必要だという意見もあった。これらの点についてはHPの項目で検討する。

4. 中間答申後の進捗状況

「世界法年報」については、編集委員会体制が確立され、すでに2012年3月刊行の第31号でも研究大会での報告者以外の論説も含めた誌面の充実がはかられてきている。2013年3月刊行の第32号では、さらに誌面の充実が図られており、同号ではお二人の元理事長のご逝去を悼む理事長追悼文、2012年度の学会活動の記録などを会員に知らせる学会だよりのほか、2012年度研究大会の報告7本が掲載され充実した誌面となっている。編集委員会

体制が定着し、編集委員会の下で誌面の充実の努力が続けられてきているので、そのプロセスの中で上記提言の可能性についてさらに具体的な検討をいただければ幸いである。

中間答申以降の検討に残された事項

(4) 学会事務

学会運営については理事長より次の諮問を受けた。

学会運営について、実質的な決定機関である役員会は年 1 回の研究大会の際の開催に限られており、それ以外では学会の意思決定の方法は会則に予定されていない。したがって、学会としての迅速な判断や行動をとることは極めて難しい。また、現状の役員選任は、「再任受諾」方式をとっており、定年制により役員でなくなる場合を除いて、理事の大半が事実上半ば自動的に再選されることになる。したがって、役員の流動性が少ない。一般財団法人に移行するまでは、国際法学会が全会員による選挙方式をとってきたのとは対照的である。

1. 役員会の開催回数について

第 1 回 WG の予備的な討議では、検討事項が多々あるにもかかわらず役員会（会則第 6 条及び第 9 条 1 項により 25 人の理事と 2 人の監事で構成される）が年 1 回の会合ではあまりにも不便であり、年 2 回会合を持つとすれば、1 回は今まで通り会合を開き、もう 1 回はメールを通じた会合が考えられるとする意見や、今回のように大規模な転換が今後も頻繁にあるとは考えにくいので、役員会の年 2 回開催を定着させる必要性には疑問があるという意見が出された。

世界法学会は、従来、5 月の研究大会開催時に年 1 回役員会を開催し、年度の基本的事業計画の決定、決算と予算の承認を行っている。国際法学会は、一般財団法人等法に従って、年度終了後 2 箇月以内に評議員会を開催し事業報告とともに決算報告をしなければならないので、5 月又は遅くとも 6 月には理事会を開くことになるほか、定款で年 2 度の通常理事会を開催し、これとは別に臨時理事会を開催できることが定められている。しかし世界法学会の場合、このような法律上の定めによって役員会を開く必要はない。世界法学会では、研究大会を引き続き 5 月期に開催する結論を採用していること、並びに、会則第 9 条 2 項で「役員会および会員総会は原則として研究大会開催の時に少なくとも毎年 1 回開く」と定めていることに鑑み、**原則年 1 回開かれる定時の役員会は従来通り、研究大会時に開催することで問題はない**と思われる。

問題は、検討事項が多々あるにも拘わらず研究大会時の昼の時間だけでは、時間的制約があり、十分な時間がとれないという意見にどう対応するかということである。

討議に十分時間をとりたいということが主要な課題であれば、役員会を研究大会前日夜に開催して、時間を確保することが考えられる。その場合研究大会の日には企画委員会、編集委員会等の機能的な委員会を同時並行的にいくつか開催することができる。

他方、理事会の権限事項が多岐にわたり、迅速に問題に対応するためには年 1 回では不

十分であるというのが問題の本質なのであれば、役員会開催数を年 2 回に増やすことも考えられる。この場合研究大会以外に理事を招集すると交通費の問題が生ずる。これを回避しようとするれば、**国際法学会の年次研究大会の前後に 2 度目の役員会を開催することが理事の負担を減らす比較的合理性のある方法であろう。**2012 年度は国際法学会の秋季研究大会の際に運営委員会と臨時の役員会を開催しているため、役員会の開催が困難というわけでは必ずしもない。国際法学会では研究大会の第 1 日目の午前中に諸委員会を開催することを検討している。しかし 25 名の理事と 2 名の監事を招集する時間がとれるかという難点がある。**国際法学会の年次研究大会の際には、従来のように運営委員会の開催が現実的のように思われるが、この問題は役員会の判断を要する。**運営委員会を開催する場合に、1 点注意が必要なことは、場所の確保である。従来は国際法学会秋季研究大会の開催校に依頼して会場を借りることが可能であったが、国際法学会がコンベンション本方式に移行したことから、同学会が賃借した会場を使用することが契約上難しくなる可能性があるため、別個に会場を確保するのか否かを含めて検討が必要である。

これとは別に、一般財団法人等は電磁的方法による議決を認めており、電磁的方法による議決方法を採用している学会もいくつかあるので、**緊急を要する議題については、この議決方法によることを定めておくことが望ましい。**このために規程を作成することが求められるが、この方法だと旅費支給の問題も、日程の問題も生じない。この方法を用いる決議は、一般財団法人等法では、全員同意が原則となっているが、本学会の場合には一般又は特定多数決で問題はないと思われる。

以上から、**秋の国際法学会研究大会時に臨時の役員会を開催することは一つの選択肢であるが、これを定例化させる場合には、会則の改正が望ましい。**2012 年の役員会では監事選任の修正問題を契機に、「持ち回り審議方式の新設」が検討され、①役員会における持ち回り審議をメールによるものとし、②総会における持ち回り審議は、メールアドレスの利用に同意する会員についてはメールにより、同意しない会員については郵送または宅配便によることとし、③特定の議題を持ち回り審議の対象とするか否かについては、役員会が決定する、という方針に基づいて、検討を進め 2013 年度役員会で会則改正案と具体的実施方法を提案することになっている。電磁的方法による議決は議論ができない形での同意を必要とする議決方法であり、議題の設定及び手続要件を特定する必要があるが、すでに国際法学会でも電磁的方法による議決について運用がなされていることから、これらの経験も踏まえて電磁的方法又は書面による議決を具体化することが望ましい。

2. 意思決定機関と役員会、運営委員会及び各委員会の権限の明確化

役員会開催数は、基本的には役員会と他の機関との権限関係とも関係している。財団法人のように理事会と評議員会が存在し、評議員会が理事会の諮問を受け同時に理事会の行為を監督する役割を持っている場合には、評議員会と理事会の権限がそれぞれ定款で規定されているのが通例である。また理事会の権限を、業務を執行する理事にどの程度委任で

きるかによっても理事会の議決の必要性和頻度は変わってくると考えられる。世界法学会の会則では、役員会議決事項とその業務執行過程で運営委員会または各主任（理事）が自らの責任と権限において執行できる事項がまだ明示的には規定されていないが、今後の実行を踏まえて**将来は役員会で議決を必要とする事項（年度の事業計画と予算、事業報告と決算報告など）と運営委員会又は個々の理事の権限と責任において遂行できる事項を明確化していくことが望ましい。**

世界法学会では引き続き春季に研究大会を開催することが決定されているので、研究大会開催時に開催されてきた役員会と、秋季国際法学会の開催時期に開催されてきた運営委員会は、従来通り維持することが可能であろう。この運用によってなお世界法学会の活動の実施に支障がある場合には、支障の内容と性質をまず明らかにする必要がある。その上で、役員会の決定が必要な事項を選択し明確にすること、議決と執行の関係を明確にすることなどによって、現在の制度の下でも迅速な対応が可能になる事項が明らかになるかと思われる。特に世界法学会の場合には、役員会と運営委員会の性格とこれらの機関の権限関係を整理することが重要だと思われる。

3. 委員会の機能と権限の明確化

世界法学会は、既に企画委員会と雑誌編集委員会を委員会化し、これに事務局の3機関を備えている。組織整備が進展してきていることに応じて、世界法学会の**役員会に関する規程と、運営機構に関する規程、各種委員会に関する規程**を順次整備してもよい時期になっていると思われる。現行でも実際の実行によって実施されていることではあるが、規程の整備によって各委員会は、役員会又は運営委員会において議決を必要とする事項と、規程に基づき自ら遂行できる業務を整理して業務遂行にあたることがより鮮明になると考えられる。

4. 役員選挙

国際法学会では、旧財団法人の下で、評議員の半数を学会会員の選挙により選出すること、並びに、評議員会が理事の選挙を行うことによって会員の意見が評議員及び理事の選任に反映される制度を採用してきた。しかし、一般財団法人への移行後は、一般財団法人等法に従って認可された定款により、評議員、理事及び監事の選任は、評議員会が議決することになっている。

世界法学会の場合には、こうした制約は存在しない。ただし、世界法学会は従来、学会理事は定年に達した場合を除き任期を継続するか否かを確認した上で、理事長については選挙手続をとってきた。学会役員についても一部選挙制を採り入れる学会は増えてきているというのが一般的傾向である。しかし他方で、WGの予備的検討では、役員を選出方法の改革などは具体的な問題が生じてから扱えばよいとも考えられるのであって、国際法学会との関係など急務の問題を優先して扱うべきという意見もあった。

そこで学会の継続性と会員の声を反映させるという両側面についてバランスのとれた方向性を見いだすために、作業部会を立ち上げ、検討に入ることを提言する。次期理事の選出に当たって直ちに、選挙制を採り入れるには、継続性のほかに財政的な裏付けも存在しないし、根拠となる規程が存在していない。したがって、現在の会員数の規模を考慮し、同時にこの学会の理事任命の経緯を振り返った上で、**どういう制度が本学会の理事選出にふさわしいのかを確認し、方向性を役員会で議論する必要がある。**そのためには今期にできれば上記作業部会を設置して問題の予備的検討を行うのが適当である。

5. 規程の整備

すでに述べてきたことと重複する部分があるが、世界法学会も組織体としての整備が進み、運営委員会及び役員会とともに、企画委員会、編集委員会、事務局が組織体として行動する形態を次第に強めてきている。もっとも、各委員会の権限の範囲など、組織構造には必ずしも明確でない部分もあり、そうした問題はこの WG では扱いきれない大きな問題になるという意見もあった。そこで少なくとも、役員会を始め、**学会の運営形態、各委員会の規程等を総合的に整備し、現在ある規程を基礎に全体の規程整備をすすめることが必要な段階に入ってきていると考える。**

6. 事務の合理化・簡素化について

WG の予備的検討においては、現在庶務の負担が非常に大きく、会計と庶務については業者に委託することが可能であるとの意見も出された。他方、事務の委託については全体の予算との関係もあるので、会計主任に照会し継続して審議すべきだという意見もあった。

各種委員会が立ち上がる中、かつてほど庶務主任及び事務局に負担が集中するということとはなくなっているが、なお他の学会と同様に、庶務と事務局にその他業務が集中する構造は変わらない。会員数にもよるが、会員名簿の管理、会費の出納などを含めて考えるとこれらの業務をアウトソーシングして合理化、簡素化することが研究等の実質面に力を集中するためには必要となろう。しかし、現在の国際法学会でも委託料として年間約 100 万円の費用がかかっており、財政状況との関係を見無視して方向性を出すことは難しい。当面は事務局体制の整備でどこまで事務を簡素化できるか、あるいは経費を節減できるかを検討した方がよいと考える。

(5) その他

1. その他の学会活動の可能性（任意のシンポジウム、地域研究会、アウトリーチ活動、その他など）

本 WG の作業計画では、主要には国際法学会の新法人化に伴う学会研究大会の実施方法の大幅な変更と世界法学会の現在の発展状況の下で、研究大会、雑誌編集を軸とした研究

活動をどう展開していくかという点に検討の焦点をしばった。当面は、これらに関する学会活動の定着に学会の主要なエネルギーを絞るべきだと考えるが、同時に将来の学会の発展方向を考えた場合に、一定の活動の広がりを見込んでおくことが必要となりうる。

①任意のシンポジウム、地域研究会

これは、会員のニーズによるが、会員の要求があれば、世界法学会の研究対象にふさわしいテーマについて、外国の適当なゲストがある場合などのシンポジウム、あるいは地域や専門分野からの要求（例えば医療倫理と世界の法的基準など）がある場合などのシンポジウム、各地の会員が主催する国際シンポジウムの共催など世界法学会の会員のニーズに応える仕組みを考えておくことが重要であろう。そのためには、シンポジウムや地域研究会を固定化して企画するよりも、会員からどのようなニーズがあるかを把握し、国際法学会のメールサービス（HP委員会）が行っているような情報サービスの提供（これは既に世界法学会のHPでも実施されている）を充実し、あるいは、こうした情報のあった場合に何らかの補助を学会として（講師、発表者などの派遣など）提供できるかなどを検討することが大切だと考える。

②アウトリーチの活動

アウトリーチ活動は他の学会でも最近重視され始めてきている。それは、1つにはさまざまな政府補助が公共性を要求していることにも一因がある。しかし、それを超えて学会自体の活動と支持基盤を広げていくためには、学会会員の枠を超えて学会の活動に関心を持った層を形成することが重要であるとの認識が深まり、同時に学会の社会的貢献を重視する考え方が出てきていることの反映でもある。例えば国際法学会も社会連携部門を設けて、弁護士や実務家との連携を築くさまざまな活動を模索し始めている。したがって、アウトリーチ活動が重複しないように、一定の棲み分けが必要になるだろう。

世界法学会の現局面ではまずは研究大会及び学会誌の編集など基本的学会活動の強化が主要課題であるが、アウトリーチ活動を要請する背景にも考慮し、一般に対するサービスの将来的方向性はもちつつも、現在の会員数等を考慮して、特に学生や院生への働きかけを強化することが重要だと考える。

2) 学会活動で留意すべき若干の課題

①ニューズレター又はHPの強化

本WGの予備的検討においても、国際人権法学会で活用しているメールによるニューズレターを学会の開催や公募の周知のために用いればどうかといった意見、能動的に発信すれば公募の周知も徹底できるが、これをメールで送る事務を委託するには費用がかかるという意見、ニューズレターは学会の開催や報告公募、論文公募などに活用できるし、事務の委託に関しては、学会の人数が少ないからといって費用が安くなるわけではないので注意する必要があるし、値上げは難しいといった意見が出された。

研究大会が年に1回という学会は一般的であるが、大会間における学会員の情報の共有

及び意思疎通をどうはかっていくかは、今後の学会活動にとって重要な意味をもつ。本学会にも世界法年報や研究大会記録の入った充実した HP (<http://www.jawl.jp/rules.html>) があるが、HP においてどのような情報を提供していくか、ニューズレターと併用するか、HP 委員会又は会員委員会のような組織整備も含めて検討することが必要となろう。可能であれば、これらの業務を遂行する委員会又は事務局体制を整備することが望まれる。

2012 年 10 月 5 日開催の世界法学会臨時役員会において「会員への電子メールによる情報伝達」の方針が確認され、それに基づき、以下の実施案が策定され（資料 4 参照）、2013 年度研究大会で報告と協力をお願いを行い、6 月から稼働することになった。年 3 回ほど有益な情報が会員に伝達されることになり、情報伝達が格段に充実するものと期待される。

②若手会員の確保

アウトリーチの活動とも密接に関係するが、WG の予備的検討では、博士後期課程まで進学する院生が少なくなっており会費の徴収という点で困るという意見、研究者志望ではない修士課程の院生にも入会してもらって自動的に 2 年で退会するような仕組みを構築できないかという意見、そもそも世界法学会は少人数のイギリス型学会か、大所帯のアメリカ型学会か、いずれを目指すのか検討しておかなくてはならないという意見、大学院生のあり方も多様化しており、研究者志望の大学院生は年々減少しているし、国際法学会には自衛官など実務家も参加しているが、世界法学会の趣旨からすると実務家の参加を求めるのはやや難しいと考えられるといった意見など、本学会の後継者及び会員の基盤について分析・検討を深める必要性を強調する意見が相次いだ。

若手研究者の育成は、世界法学会のみならず学会共通の悩みとなってきた。特に法律系ではロースクール以降の研究者養成が大きな問題として浮上してきている。しかもロースクール自体当初の期待は今や幻想となり、大幅縮減を含む再編成が必至の状況になってきている。その意味では、学生への法学教育、院生の学会への関心喚起のためのアウトリーチ活動と、院生に対する一種の優遇政策が学会としての財政条件を踏まえた上で必要になっている。ワーキンググループでも、法学が専門分化しているため、大学院生も専門に直結する学会に入会するだけという状況があり、色々な学会にすべて入れと勧めるのは無理があるという意見や、問題は大きく二つあり、第 1 は大学院生全体数の減少、第 2 は学会が若手にとって魅力的かどうかであり、少なくとも投稿論文や報告制度などを充実させて若手にも魅力的な学会するなど、後者に対応することが重要だという指摘があった。学会内部の若手に対する優遇措置は既に中間報告において提言しているので、学生及び院生に対する学会活動の広報を含めて見えやすい存在にするための工夫が必要である。

HP の活用及び電子メールによる情報伝達がそれらの手段の一つであり、どのような情報を載せるか、学会活動の公報の内容を恒常的に検討し実施する体制が必要であろう。

さらに研究大会の時に学生・一般を対象とした公開セッションないし講演会を開催することが可能かも検討に値しよう。

(6) むすび

これまで国際法学会春季研究大会に時期を合わせて開催してきた世界法学会が、2013年度から単独で5月に研究大会を開催するという新しい状況の下で、今後の学会の活動方向について、理事長の諮問に対しWGとしては、以上のような答申を行うことを決定した。WGでは必ずしも十分な調査等に基づいて検討ができたわけではないが、委員間での意見交換を踏まえて、答申をまとめた。既に2012年の中間答申以降、学会の開催時期等については役員会の決定が行われ、役員会の持ち回り審議についても具体化が進んでいる。新しい状況の下で年次研究大会がどのように充実発展していくかを含めて、答申された内容が世界法学会の今後の展開に有益なものとなりうるか否かは、今後の状況の変化と実際の事業の展開を見てみなければなるまい。あくまで答申は、WGとしての意見であり、これをどのように扱っていかれるかは理事長及び役員会に一任したい。世界法学会が、会員のニーズさらに社会のニーズにこたえて一層豊かに発展していくことを祈念して、本ワーキンググループの答申としたい。

この間さまざまな意見やアドバイスをいただいた理事長、役員会、事務局の皆様によりワーキンググループ一同より感謝申し上げます。

すでに中間答申において提案された事項が実現を見ているものもいくつかある。それらも含めて、WGの最終答申の主要な提言内容を箇条書きにすれば次のようになる

主要な提言項目

(1) 研究大会に関する提言

- ①開催時期は、5月の土曜日又は日曜日の1日とすることが適当である。現在の会員数であれば、大学での開催を基本とし、会員のいる大学に依頼するのが適切である。
- ②公募方式は、既に実行されているが、会員に報告の機会を提供する企画として継続的に実施すべきである。
- ③全体会合を基本としつつ、公募セッションを含めて、適宜分科会を開催することが適切である。
- ④世界法学会が、理論的な問題を取りあげていくことは引き続き重視すべきであろう。
- ⑤外国からの研究者の招聘及び国内のゲスト報告者の招聘は、予算状況に留意しつつ、積極的に取り組むべきである。

(2) 世界法年報に関する提言

1. 世界法年報の発行回数、内容、編集体制などについて

- ①『投稿規程』に基づき、世界法学会会員は、論説、研究ノート、書評、その他（「資

料」等を含む)を投稿することができる。世界法年報は、当面年1号の年報とし、公募論文を含めて掲載する論説その他の記事を財政的に可能な範囲で増やすなど、400名規模の会員のニーズに対応する誌面へと拡充することが重要と思われる。

②可能であれば、世界法年報の論説、研究ノート等掲載物を査読つきとし、査読のある定期学術誌である旨を『投稿規程』(投稿論文等については査読制度が採用されている)又は編集規程等に整理して公開すべきである。

③国際社会に対する発信という点から、将来は英文による論文も掲載する方向が望ましいと考えるが、英文校閲体制の整備等を十分検討しておくことが不可欠であり、実施にはその財政的裏付けを含めて編集委員会での議論と役員会の判断が必要と考える。

2. 世界法年報に対する若手研究者の参加を増やすために

①若手研究者の積極的な投稿を促進するために、査読による一定の質の確保を前提とするが、若手が進んで投稿できるように誌面構成等(研究ノート、書評など)に工夫を行うことも検討に値する。

②公募論文・研究ノートの募集を若手会員(海外在住会員も含めて)に徹底するとともに、可能な限り、応募から選定および掲載に至るまでの手続・過程・期間等を整理して公表することが望ましい。

3. その他

①世界法年報の電子アーカイブ化を継続し、恒常化するための体制及び予算措置が必要である。また世界法年報の編集体制、投稿規程など会員の投稿を促し、非会員の入会を促進するような世界法の研究業績の内容をオープンに示す電子媒体の活用が必要である。このため世界法学会のHPを維持することが必要である。

(3) 組織運営に関する提言

①役員会の開催回数については原則年1回研究大会時に開かれる定時の役員会は従来通り行い、秋の国際法学会開催時期に合わせて運営委員会のほかに定例の役員会を開催するか否かは必要性及び可能性を踏まえた検討が必要である。定例化するには会則改正が必要である。

②緊急を要する議題については、電磁的方法又は郵便による議決方法によることを手続として定めておくことが望ましい。このために規程を作成することが求められる。

③将来は役員会で議決を必要とする事項(年度の事業計画と予算、事業報告と決算報告など)と運営委員会又は個々の理事の権限と責任において遂行できる事項を明確化していくことが望ましい。

④役員選挙については、学会運営の継続性を維持しつつ会員の声を学会運営に反映させるために、作業部会を設けて理事選出方法について検討に入ることを提言する。

⑤学会の運営形態、各委員会の規程等を総合的に整備し、現在ある規程を基礎に全

体の規程整備を順次すすめることが必要と思われる。

⑥事務の合理化・簡素化については、アウトソーシングそれ自体よりも、むしろ当面は事務局体制の整備とどこまで事務を簡素化できるか、あるいは経費節減できるかを検討した方が有益と思われる。

(4) その他

1. その他の学会活動の可能性（任意のシンポジウム、地域研究会、アウトリーチ活動、その他など）

①会員のニーズを把握し、現在 HP で行っている情報サービスの提供とともに、要請のあった場合に会員相互で何らかの補助（講師、発表者などの派遣など）が提供できるように活用できるかを含めてサービス提供の在り方を検討することが大切だと考える。

②アウトリーチの活動については、他の学会の活動と重複しないように、一定の棲み分けが必要になろう。世界法学会としては基本的学会活動の強化が当面の重要課題であり、社会に対するサービスの将来的方向性はもちつつも、現在の会員数等を考慮して、特に学生や院生への働きかけを強化することが重要だと考える。

2) 学会活動で留意すべき若干の課題

①ニューズレター又は HP の強化については、「会員への電子メールによる情報伝達」が 2013 年から稼働することを踏まえて、有用な情報を充実させていくための当面事務局の作業として解しつつ、恒常的な情報サービスのための組織的対応を検討する必要がある。

②若手会員の確保のために、学会活動の広報を含めて見えやすい存在にするための工夫が必要であり、HP の充実のほかどのような情報をどのように非会員に広報するかについて計画を持つべきである。

最終答申の参考資料

資料1：『世界法年報』投稿規程

1. 投稿資格

世界法学会の会員は、「論説」、「研究ノート」、「書評」および「その他（資料等を含む）」を『世界法年報』に投稿することができる。

2. 原稿の条件

- (1) 原稿は、学術的なもので未発表のものに限る。
- (2) 使用言語は日本語とする。

3. 原稿の書式

原稿の書式は、『世界法年報』執筆要領による。

4. 原稿の提出

原稿は、編集主任宛に提出する。

5. 審査

原稿の掲載の可否は、レフェリーによる査読結果に基づき、編集委員会が決定する。

6. レフェリーの委嘱

編集委員会は、原稿ごとに、2名の会員にレフェリーを委嘱する。

7. 著者およびレフェリーの匿名

- (1) 原稿は、著者を匿名にして審査する。
- (2) レフェリーは、編集委員会以外には匿名とする。

8. 審査の方法

- (1) レフェリーは、原稿の受領後、原則として3週間以内に査読結果報告書を編集委員会に提出する。
- (2) レフェリーは、査読結果について、「掲載可」、「条件付き掲載可」または「掲載不可」のいずれかを報告する。「条件付き掲載可」の場合は掲載のための条件を、「掲載不可」の場合はその理由を、併せて記載する。
- (3) 編集委員会は、レフェリーの査読結果を総合的に判断して、「掲載可」、「条件付き掲載可」または「掲載不可」のいずれかを決定し、その決定を著者に伝える。「掲載不可」の場合は、その理由を付する。
- (4) 「条件付き掲載可」の場合、編集委員会は、レフェリーから示された掲載のための条件を著者に伝達し、2週間以内に原稿を修正の上、再提出するよう求める。
- (5) 編集委員会は、修正された原稿をレフェリーに送付し、再査読を求める。
- (6) レフェリーは、再査読結果について、「掲載可」、「再修正の上、掲載可」または「掲載不可」のいずれかを報告する。「再修正の上、掲載可」の場合は修正すべき事項を、「掲載不可」の場合はその理由を、併せて記載する。
- (7) 編集委員会は、レフェリーの再査読結果を総合的に判断して、「掲載可」または「掲載不可」のいずれかを決定し、その決定を著者に伝える。「掲載不可」の場合は、その理由を付する。
- (8) 編集委員会は、「書評」および「その他」の場合について、(5)から(7)の規定の適用を省略することができる。

附則 この規程は平成20年5月11日から施行する。

資料2：編集委員会設置問題検討委員会

世界法学会

編集委員会設置問題検討委員会

2006年9月12日(火)

編集委員会設置問題検討委員会は、編集委員会の設置について検討を行った結果、以下

のように答申する。

答 申

1) 編集委員会設置の可否

学会誌の充実の観点から、編集委員会を設置して年報を編集する必要がある。

2) 編集委員会の規模

編集主任及び3－4名の委員の計4－5名の委員で構成するのが適当である。なお企画委員会との合同会合の開催も視野に入れる。

3) 編集委員会の任務：年報の編集

① 年報の企画・構成

年報の企画（統一テーマにするか、学会のテーマと同一テーマにするか別立てとするか、独立論文を掲載するか等）、構成（論説、および研究ノートや書評等も含めてどのような構成にするか）、および内容等について、委員会が独自に判断して編集する。

② 執筆者の選定

学会報告の掲載の可否も含めて、委員会が独自の基準で判断する。

③ 執筆依頼

委員会は必要に応じて原稿執筆を依頼する。依頼相手は前項(b)に基づき委員会を選定する。依頼については、テーマ、依頼時期等も含めて、1年間の年報編集計画を立てて行うことが必要である。年報発行時期についても検討する必要がある

④ 投稿規程の作成

投稿による原稿の掲載の制度を導入するべきであり、投稿の制度について規定を策定する必要がある。依頼原稿を排除する必要はない。

⑤ 投稿原稿の審査

投稿原稿に関してピアレビューによる審査制をとるべきである。この場合、査読担当者は、投稿論文の専門分野を勘案の上、編集委員会員に限ることなく一般会員にも担当を依頼する体制をとる必要がある。なお、依頼原稿については、依頼することで審査を行っているものとみなしてピアレビューを省略するのが望ましい。

⑥ 委員会開催頻度

最低年二回程度の開催が必要である。研究大会時及び国際法学会開催時が考えられる。必要に応じて、この間にも開催する。

⑦ その他

投稿を促す広報方法について検討する必要がある。原稿の専門分野を厳格に世界法分野に限るべきではない（たとえば国際政治分野もありうる）。

4) 会則の改正

編集委員会設置に関して会則第7条及び第8条について改正を行う必要がある。

5) その他

年報編集のスケジュール等を考慮すれば、2007年度役員会で編集委員会設置を決定し、同時に任期1年の暫定編集委員会を発足させて、次期の執行部体制に移行するまでに本格的な編集委員会の活動のために必要な事項を検討し策定することが望ましく、役員会にこの件を提案する。

以上

委員：(委員長) 大森 正仁
河野真理子
柴田 明穂
村上 正直
(庶務主任) 位田 隆一

資料3：世界法学会会則

昭和51年5月23日採択
平成9年5月12日一部改正
平成13年5月12日一部改正
平成19年5月13日一部変更
平成21年5月10日一部変更

第1条(名称) 本会は世界法学会と称する。

第2条(事務所) 本会の事務所は役員会の決定する場所に置く。

第3条(目的) 本会は、世界法および世界連邦に関する諸問題の研究ならびにそれに関連する活動

を行うことを目的とする。

第4条(事業)

1. 本会はその目的にかなう研究を会員が分担し、少なくとも毎年1回研究大会を開く。
2. 右のほか随時世界法および世界連邦に関する資料の配布、機関紙その他の印刷物の発行および本会の目的にかなう他の事業を行う。

第5条(会員)

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同して世界法および世界連邦に関連する研究に従事し、またはこのような研究に関心を有するもので役員会の承認を得たものとする。
2. 本会に入会するためには理事を含む会員2名以上の推薦がなければならない。
3. 会員は会員総会の定める会費を納めなければならない。ただし顧問は会費を免除される。

第6条（役員） 本会に次の役員を置く。

1. 理事 25名程度。ただし30名を超えないものとする。理事のうち1名を理事長とし、10名を超えない理事を運営委員とする。
2. 監事 2名。

第7条（役員を選出）

1. 役員を選出は、役員選出規則による。
2. 理事長は役員会において理事のなかから互選する。
3. 理事および監事は運営委員会において候補者を選び、役員会において選出し、会員総会の承認を得る。
4. 庶務主任、会計主任、企画主任、編集主任および運営委員は、理事のなかから理事長が委嘱する。理事長、庶務主任、会計主任、企画主任および編集主任は、運営委員となる。

第8条（役員の任務および任期）

1. 理事長は本会を代表し、会の運営を総括する。
2. 理事は会務を執行する。
3. 監事は会計および会務執行の状況を監査する。
4. 理事長が事故ある場合には、理事長の指名する理事がこれを代理する。
5. 理事および監事の任期は3年とし、再任されることができる。
6. 役員会は、重要な会務を決定し、理事長および理事ならびに監事を選出する。
7. 運営委員会は、重要な会務について役員会に提案し、理事および監事の候補者を役員会に推薦する。
8. 庶務主任、会計主任、企画主任および編集主任の任期は3年とし、再任されることができる。
9. 企画主任は、企画委員会を組織し、研究大会に関する計画立案を行う。
10. 編集主任は、編集委員会を組織し、機関誌の編集を行う。

第9条（役員会および会員総会）

1. 第6条に定める役員をもって役員会を構成する。
2. 役員会および会員総会は原則として研究大会開催の時に少なくとも毎年1回開く。
3. 役員会は右のほか必要に応じて随時開くことができる。
4. 役員会および会員総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第10条（顧問） 本会に顧問若干名を置くことができる。

第11条（経費） 本会の経費は、会費および寄付金ならびにその他の収入をもってこれに当てる。

第12条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（会則の変更） 本会則を変更するには役員会の提案に基づき会員総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付 則

1. この会則は、昭和 51 年 5 月 23 日から施行する。
2. 昭和 45 年 5 月 20 日改正の世界法研究会会則は廃止する。
3. 第 8 条 4, 5 および 6 号の改正は、昭和 59 年度以降に改選される役員につき適用する。
4. 第 12 条の改正は、平成 5 年度については、会計年度を同年 5 月 1 日に始まり、平成 6 年 3 月 31 日に終わる。
5. 第 7 条 2 号および第 8 条 6 号の改正ならびに第 8 条 7 号の追加は、平成 9 年 5 月 12 日から施行する。但し、最初に委嘱される企画主任の任期は 2 年とする。
6. この会則は平成 13 年 5 月 12 日より実施する。但し、第 7 条 1 項の改正は、平成 14 年度以降に改選される役員につき適用する。
7. この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
8. この会則は、平成 21 年 5 月 10 日から施行する。

資料 4：メールによる会員への情報伝達

1. 使用目的

- a. 研究大会の案内送付。郵送より早く会員に発出することができる。なお、研究大会案内は、当分の間、全会員につき郵送で行い出欠もハガキによる。
- b. 世界法年報の公募論文募集、研究大会の公募報告募集関係のお知らせ。
- c. その他各種お知らせ。会員から依頼がある情報提供のうち、執行部が全会員に発信するのに適切と判断したもの。

2. メールアドレスの登録・変更

既会員については、2012 年度名簿に登録されているメールアドレスを、上記目的のために登録する。その手続として、本件「会員への電子メールによる情報伝達」の概要を 2013 年度研究大会案内に同封し、研究大会返信用ハガキに「許諾しない場合は欄にチェックしてもらおう」形で許諾を得る。

本件「会員への電子メールによる情報伝達」につき、学会 HP でその概要を掲載し、2013 年会員総会でもアナウンスをした上で、ハガキの返信がない場合も含め 2013 年 5 月末日までに異議がなければ許諾したものとする。

新入会員については、入会の際に記載された電子メールアドレスを、上記目的のために登録する。その手続として、「会員への電子メールによる情報伝達」の概要を説明する文書を入会申込書と共に HP 上で掲載し、「許諾しない場合は欄にチェックしてもらおう」形で、許諾を得る。

登録されたメールアドレスの変更を希望する場合は、変更を希望する旧メールアドレスとともに、新メールアドレスを世界法学会事務局宛てにメールで連絡する。世界法学会事務局は、可及的速やかに対処する。

3. 登録削除

登録されたくない会員及び登録後削除してもらいたい会員は、いつでも世界法学会事務局に、削除してもらいたいメールアドレスから「登録削除希望」の件名にてメールをする。事務局で可及的速やかに削除処理をする。

4. 経 費

当面は特になし。

5. 技術的運用

会員への電子メールによる情報伝達は、パスワードで保護されたサーバにアクセスしてしか送信できない。このアドレスは、一般会員間の送受信には使用できない。

会員への電子メールによる情報伝達は、世界法学会事務局からの発出のみ可能とする。具体的には、パスワードを使ってのサーバへのアクセス権限を同事務局員（庶務主任及び補佐）に限定する。

会員への電子メールによる情報伝達を希望する一般会員及び役員は、その内容等の詳細を世界法学会事務局宛にメールで送付する。掲載につき執行部での了解を得た後、事務局は、当該情報をサーバ上の記入欄に記載して会員宛てに発信する。

会員へのメールの差出人名は、< **SEKAIHO-NEWS@mm.jawl.jp**>となる。

送信されずに戻ってくるメールアドレスへの対処は、世界法学会事務局にて変更後のメールアドレスを探しつつ、使用されていないメールアドレスは削除する。

6. セキュリティ

会員への電子メールによる情報伝達は、パスワードで保護されたサーバにアクセスしてのみ情報操作が可能であり、会員のアドレスデータもサーバ上にしか保存されていない。従って、世界法学会事務局員の瑕疵ないしそのパソコン等がウィルスに感染する等して登録情報が漏れることはない。また、サーバ上の個人情報はずべて SSL という暗号化技術により暗号化され送信されており、会員の登録情報は保護されている。